

生活福祉資金「教育支援資金」の

申込みを受け付けます

社会福祉協議会では、低所得世帯などに対して、資金の貸付けにより、その世帯の自立更生を図ることを目的とした「生活福祉資金貸付制度」を取り扱っております。

受験シーズンを迎え、2月1日より教育支援資金（教育支援費・就学支度費）の借入申込の受付を開始いたしましたのでお知らせします。

● 借り入れケースの例

- 授業料の不足分
- 修学中の、家賃・寮費・通学定期代が足りない
- 入学金・制服や教科書等の購入費用が足りない

● 申し込みに必要な書類

- ① 借入申込書
- ② 世帯全員の住民票
- ③ 所得を証明する書類（世帯の中で収入がある方全員）

④ 使途明細書とその根拠となるもの（学校のパンフレットや見積書等）

⑤ 合格通知書又は入学許可書、在学中の場合は在学証明書

⑥ その他、本会が必要とする書類

⑦ 地区の民生委員意見書

● 貸付対象世帯

資金の貸付及び必要な支援を受けることにより、自立自活できると認められる世帯であり、世帯所得が一定以下で他からの資金融資を受けることが困難な世帯。

※他制度優先

あらかじめ教育ローン等への貸付相談、各種奨学金や免除制度への申請が必要となります。いずれの借入等も利用できない世帯への貸付制度ですので、ご注意ください。

- ・ 金融機関の教育ローン
- ・ 学校独自の奨学金制度
- ・ 国の教育ローン
- ・ 青森県育英奨学会
- ・ 日本学生支援機構奨学金
- ・ 母子寡婦福祉資金 等

● 申込者

他制度の利用が難しい世帯に対して、子ども等を借入申込者とし、保護者を連帯借入申込者とします。原則、連帯保証人は不要です。

参考：本制度では、世帯員一人あたりの一カ月の収入が、8万円程度を対象世帯の目安としています。

* 5人世帯の福祉さん宅の例 *

(金額は月収です)

福祉太郎 (世帯主)	会社員	210,000 円
花子 (妻)	パート勤務	60,000 円
一郎 (長男)	中3・児童手当	10,000 円
次郎 (次男)	小6・児童手当	10,000 円
ハナ (太郎の母)	無職・年金	60,000 円
世帯収入合計		350,000 円

■ この世帯の場合

月収合計 35 万円
世帯員数 5 人
35 万 ÷ 5 人 = 7 万円

→ 1人当たりの月収が7万円となるため、福祉さん宅はこの制度の貸付対象となります。

※但し、ローン等の借入金の返済により生活が困窮している場合は対象となりませんのでご注意ください。

「生活福祉資金貸付制度」の紹介

● 資金の種類

● 総合支援資金

失業者等に対し、継続的な就労支援や家計指導等と資金の貸付を行います。

・ **福祉資金**
民生委員による必要な相談援助と資金の貸付を行います。

・ **教育支援資金** (上記参照)
・ **不動産担保型生活資金**
不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

● 対象世帯
低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯

◎ いずれも、世帯の自立更生のために貸付が有効と見込まれる方が対象となります。資金の種類によって、対象者や貸付条件、限度額等が異なりますので、まずは、ご相談ください。

「社協だより」は、赤い羽根共同募金の配分金で作成されています。



ボラ連だより

その17



31年2月1日

広がれ!

ボランティアのわ

交流会

12月4日(火)、三沢市総合社会福祉センターにおいて、ボランティアネットワーク事業「広がれボランティアのわ 交流会」を開催しました。ボランティア同士の交流や情報交換を行い、ネットワークを作ることを目的とした事業で、上十三地区では三沢市を会場に、約70名が集いました。



●活動発表①

三沢地区更生保護女性会



犯罪や非行からの立ち直りをしようとする人たちを支援する更生保護活動や子育て支援などの活動が紹介

されました。生活必需品の提供や、給食・お菓子作りなど、母親のような心で支援し、社会が明るくなるよう願って取り組んでいる様子が伺えました。

●活動発表②

精神保健福祉ボランティア

「とつき友の会」

精神障がい者への支援活動や傾聴サロンなど、会の発足のきっかけから現在ま

●活動発表③

三沢航空科学館



での活動の様子をお話いただきました。意見やアドバイスは述べないようにするなど、当事者の言葉に耳を傾け温かく寄り添う活動の様子に、参加者は深くうなずきながら聞いていました。

ジャンプアップみさわグループ

普段行っている科学館イベント等の補助活動の中から今回は月に一度開催している「紙ヒコーキ工作」に参加者全員で挑戦しました。ホチキスで簡単に作れる「よく飛ぶ紙ヒコーキ」の作り方を楽しく教えていた

だき、テスト飛行では大きな歓声があがっていました。



ボラ連情報交換会

IN 中泊町

昨年10月11日(木)、視察研修のため中泊町へ行って参りました。



輪になって踊る両ボラ連会員

先輩ボラ連の活動から学ぶということ、会員13名で中泊町ボラ連の皆様と交流・情報交換を行いました。

双方のボラ連の事業の紹介や会員の所属する団体の活動紹介などを通して、互いの活動への理解を深めました。中泊ボラ連会員に教えてもらいながら一緒に健康ダンスを踊る場面もあり、楽しい情報交換会となりました。

ユニバース

愛のチャリティー募金

1月24日(木)、株式会社ユニバース様より「ユニバース愛のチャリティー募金」の贈呈がありました。

この活動は、店舗の募金箱と、社員と会社からの寄附金を合わせて、地域の福祉団体等に必要物品を贈るといふもので、今回は三沢市ボラ連に対して、一眼レフカメラ一式を寄贈していただきました。

各種事業において大切に使用させていただきます。



寄附金の税制上の優遇措置（寄附金控除）について

社会福祉協議会・共同募金委員会への寄附は、所得税法および法人税法上の優遇措置が認められております。確定申告の際には、寄附金の領収書をご提示ください。

●個人の場合…①所得控除か②税額控除を選択できます。

①所得控除：寄附金額－2,000円＝所得控除額

②税額控除：（寄附金額－2,000円）×40％＝税額控除額

☆②の場合は税額から直接差し引きするため、小口の寄付にも減税効果が大きく、ほとんどの場合で、②の方が減税効果が大きくなります。

●法人の場合…支出した寄附金の全額を損金算入できます。



おせち配達

去る12月31日、ボランティアや民生委員の皆さんの協力をいただいて、福祉安心電話とNHK歳末の対象者80名の方々におせち料理をお届けしました。

配達にご協力くださった皆様ありがとうございました。



川柳の時間

福祉川柳

宝船ないが社協に助け船

福祉にもAI支援始めたい

時事川柳

米予算足踏みしてる壁の前

厚労省手抜き調査はお手のもの

電線を渡る北限サルの知恵

事務局OB 松田

法律相談日の予定

2月12日（火）
3月12日（火）
4月9日（火）

三沢市社協では、八戸市の浅石晴代弁護士に依頼し、月に一度、無料の法律相談を行っています。

事前予約制で午後1時から4時まで、相談時間は一人につき30分で一日に六人まで相談ができます。予約の際に相談内容等を確認させていただきます。

また、その他の困りごと相談や福祉相談については随時受け付けております。お気軽にご相談ください。

相談・予約は

52・3270

三沢市社会福祉協議会

ふれあい相談所まで

↓三沢郵便局裏、三沢市総合社会福祉センター内にあります。

この社協だよりは、皆さまからいただいた「赤い羽根共同募金」の配分金で作成しています。